

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県山崎市下津井吹上二丁目二七番地、最後の住所福岡県山崎市下津井吹上二丁目一番四一五番地 被相続人 亡 藤原 俊一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

岡山県岡山市北区富田町二丁目一三一五吉沢ビル二階

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市三良坂町仁賀二九六番地一、最後の住所広島県三次市三良坂町仁賀二九六番地一 被相続人 亡 沼田 良之
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

広島県広島市中区袋町八番一四一七〇三三本籍山口県下関市豊田町大字殿敷一九四八番地、最後の住所山口県下関市豊田町大字矢田二七〇番地 被相続人 亡 山崎 寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市豊田町大字殿敷一九四八番地、最後の住所山口県下関市細江新町三番四五号 事務所山口県下関市細江新町三番四五号 被相続人 亡 越智 正則
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

山口県下関市唐戸町四番一〇二〇六号カラボニア 事務所山口県下関市細江新町三番四五号 被相続人 亡 越智 正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市北条七四七番地、最後の住所愛媛県松山市北条七四七番地 被相続人 亡 越智 正則
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

愛媛県松山市一番町一丁目一五番一五号グランディア一丁目七階 岡野法律事務所松山支店 相続財産清算人 弁護士 坂上 咲季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県八女市黒木町笠原六三七番地、最後の住所福岡県久留米市安武町住吉一七六番地 被相続人 亡 桁山 玉野
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

福岡県久留米市小森野四丁目九一六ビュフォーレ二〇三三号室 りぼん法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市多布施四丁目四四番地、最後の住所佐賀県多布市北多久町大字小侍六四〇番地一特別養護老人ホーム天寿荘 被相続人 亡 高野 健次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

佐賀市城内二丁目二番四〇号 宮崎雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市東郷町藤川二二四九番地、最後の住所鹿児島県薩摩川内市東郷町斧刈七〇三八番地三 被相続人 亡 津田 カツ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

事務所鹿児島県薩摩川内市島道町一三番一八号川内駅前SENビル二階さつま中央司法書士事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市多布施四丁目四四番地、最後の住所佐賀県多布市北多久町大字小侍六四〇番地一特別養護老人ホーム天寿荘 被相続人 亡 高野 健次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

事務所鹿児島県薩摩川内市島道町一三番一八号川内駅前SENビル二階さつま中央司法書士事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市多布施四丁目四四番地、最後の住所佐賀県多布市北多久町大字小侍六四〇番地一特別養護老人ホーム天寿荘 被相続人 亡 高野 健次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

事務所鹿児島県薩摩川内市島道町一三番一八号川内駅前SENビル二階さつま中央司法書士事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市多布施四丁目四四番地、最後の住所佐賀県多布市北多久町大字小侍六四〇番地一特別養護老人ホーム天寿荘 被相続人 亡 高野 健次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

事務所鹿児島県薩摩川内市島道町一三番一八号川内駅前SENビル二階さつま中央司法書士事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市多布施四丁目四四番地、最後の住所佐賀県多布市北多久町大字小侍六四〇番地一特別養護老人ホーム天寿荘 被相続人 亡 高野 健次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

事務所鹿児島県薩摩川内市島道町一三番一八号川内駅前SENビル二階さつま中央司法書士事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市多布施四丁目四四番地、最後の住所佐賀県多布市北多久町大字小侍六四〇番地一特別養護老人ホーム天寿荘 被相続人 亡 高野 健次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

事務所鹿児島県薩摩川内市島道町一三番一八号川内駅前SENビル二階さつま中央司法書士事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市多布施四丁目四四番地、最後の住所佐賀県多布市北多久町大字小侍六四〇番地一特別養護老人ホーム天寿荘 被相続人 亡 高野 健次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

事務所鹿児島県薩摩川内市島道町一三番一八号川内駅前SENビル二階さつま中央司法書士事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市多布施四丁目四四番地、最後の住所佐賀県多布市北多久町大字小侍六四〇番地一特別養護老人ホーム天寿荘 被相続人 亡 高野 健次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

事務所鹿児島県薩摩川内市島道町一三番一八号川内駅前SENビル二階さつま中央司法書士事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市多布施四丁目四四番地、最後の住所佐賀県多布市北多久町大字小侍六四〇番地一特別養護老人ホーム天寿荘 被相続人 亡 高野 健次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月八日

事務所鹿児島県薩摩川内市島道町一三番一八号川内駅前SENビル二階さつま中央司法書士事務所

第116期決算公告

第 116 期 決 算 公 告

令和 8 年 6 月 30 日

福島県いわき市平字十五町目21番地

磐城通運株式会社

代表取締役社長 鈴木 孝雄

貸借対照表の要旨(令和 8 年 3 月 31 日現在)

科		目	金 額 (千円)
資 産 部	流 動	資 産	5,188,915
	固 定	資 産	2,950,366
	合 計		8,139,281
負 純 資 産 及 の び 部	流 動	負 債	1,540,821
	固 定	当 負 債	7,440
	引 株	主 資 本	1,326,337
		資 利 益	5,264,683
	資 利 益	資 利 益	97,500
		利 益	5,167,183
		利 益	44,480
		其 他 利 益	5,122,703
	(うち当期純利益)		(391,038)
	合 計		8,139,281

第10期決算公告

令和8年9月8日

千葉県成田市堀之内43番地2

C P 成田株式会社

代表取締役 ラモン・アン

貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資 産 部	流 動 資 産	424,743
	固 定 資 産	1,049,095
	合 計	1,473,839
負 純 資 産 及 の 部	流 動 負 債	268,570
	固 定 負 債	103,566
	退職給付引当金	71,016
	株 主 資 本	1,101,701
	資 本 金	50
	資 本 剰 余 金	1,041,074
	資 本 の 他 資 本 剰 余 金	1,041,074
	利 益 剰 余 金	60,577
	そ の 他 利 益 剰 余 金	60,577
	(うち当期純損失)	(18,003)
	合 計	1,473,839

第 25 期決算公告

令和 8 年 9 月 8 日

東京都中央区日本橋箱崎町19番21号

M S H 日本橋箱崎ビル14階

エンブレス株式会社

代表取締役 荒木 真哉

貸借対照表の要旨(令和 8 年 3 月 31 日現在)

科	目	金 額 (千円)
資産部	流動資産	72,087
	固定資産	257
	合 計	72,345
負債純資産及び部	流動負債	141,463
	固定負債	1,100,000
	株 本	△1,169,118
	資 本	50,000
	資 本	770,745
	利 益 剰 余 金	770,745
	利 益 剰 余 金	△1,989,864
	その他利益剰余金	△1,989,864
	(うち当期純利益)	(△143,572)
	合 計	72,345